

武蔵野市地域包括ケア人材育成センター 喀痰吸引等研修（特定の者対象）のしおり

平成24年4月1日施行の「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、一定の研修を受けた介護職員等が、医療と連携することにより「喀痰吸引」「経管栄養」等の医療的ケアを行うことができるようになりました。

本研修は、医療的ケアを必要とする『特定の者』（特定される個人）に対して、医師、看護師と連携の下、介護職員等がより安全に実施できるようにするために開催するものです。

☆ **基本研修**：日程 令和4年8月23日（火）、24日（水）2日間
講義：8時間 演習：1.5時間 振り返り評価：1時間
筆記試験：30分択一式試験

実地研修：基本研修修了後2か月の月末までに修了すること。（今回の研修については、10月31日（月）まで。）
2回連続、すべての項目で「手順通りできる」と指導看護師が評価するまで繰り返し実施

《研修実施機関》

東京都知事の登録を受け、武蔵野市地域包括ケア人材育成センターが実施します。

《基本研修の会場》

関前スペース
武蔵野市関前4-11-23

《時間割及び講師》

別紙1カリキュラム表をご覧ください。

《研修対象者》

以下の①～⑤の条件を満たす方

- ① 「武蔵野市介護サービス事業者リスト」「武蔵野市障害福祉サービス事業者リスト」に掲載されている「表1」の施設・事業所等に所属し、特定の個人を対象にたんの吸引等を行う介護職員等であること。
- ② 実地研修を行うことに同意を得られる特定のご利用者がいること。
- ③ 実地研修・評価にご協力いただける指導看護師を派遣する訪問看護事業所の

承諾を得られること。

- ④ 医師から、ご利用者に対してたんの吸引等を行うことを承認され、指示書を得られる介護職員であること。
- ⑤ 基本研修を2日間遅刻早退せずに受講できること。

表1 「特定の者対象」研修の対象施設・事業種別

分野	事業形態	事業種別
高齢者	在宅系サービス	<ul style="list-style-type: none">・訪問介護事業所・通所介護事業所・夜間対応型訪問介護事業所・訪問入浴介護事業所・小規模多機能型居宅介護事業所・認知症対応型通所介護事業所・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所・地域密着型通所介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・特定施設入居者生活介護・認知症対応型共同生活介護等
障害者	施設	<ul style="list-style-type: none">・障害者支援施設・障害福祉サービス事業所・障害児施設（医療機関を除く）等
	在宅系サービス	<ul style="list-style-type: none">・居宅介護事業所・重度訪問介護事業所 等

☆研修の流れ

研修申し込み⇒受講決定⇒基本研修実施⇒筆記試験合格⇒実地研修⇒評価合格
⇒修了証明書交付⇒特定行為業務従事者の認定申請

上記詳細について、別紙2「研修の申込から修了までの流れ」をご確認ください。

＜研修申し込み＞

事業管理者印を押印した申込書を武蔵野市地域包括ケア人材育成センターに直接持参し、お申し込みください。（郵送は不可）

お申し込みの際に、運転免許証、健康保険証等で、本人確認をさせていただきます。

☆お申し込み期間

7月25日（月）～8月12日（金）の午前9時～午後5時。最終日は、正午。

土・日曜日・祝日は受け付けをしていませんのでご注意ください。

☆受講費用

研修受講費用は、武蔵野市地域包括ケア人材育成センターで負担しているため無料です。

テキスト代のみ実費2,640円（税込）が必要です。

☆ 受講の決定

- (1) 申し込み順で決定します。
- (2) 受講決定後、8月16日（火）までに受講決定通知書を受講者あてに送付します。なお、選考の結果残念ながら落選された方にも通知します。
- (3) 受講決定通知書を受け取った方は、8月22日（月）までにテキスト代金を指定の口座にお振込みください。振込明細書を確認し、テキストをお渡しします。

☆受講勸奨

全課程を修了し、修了証明書を交付された方には、基本研修中の交通費、昼食代相当の受講勸奨助成制度が適用されます。

問い合わせ先

公益財団法人武蔵野市福祉公社

武蔵野市地域包括ケア人材育成センター

中島、桑谷

〒180-0001 武蔵野市吉祥寺北町1-9-1

Tel：0422-20-3741 / Fax：0422-23-1164